

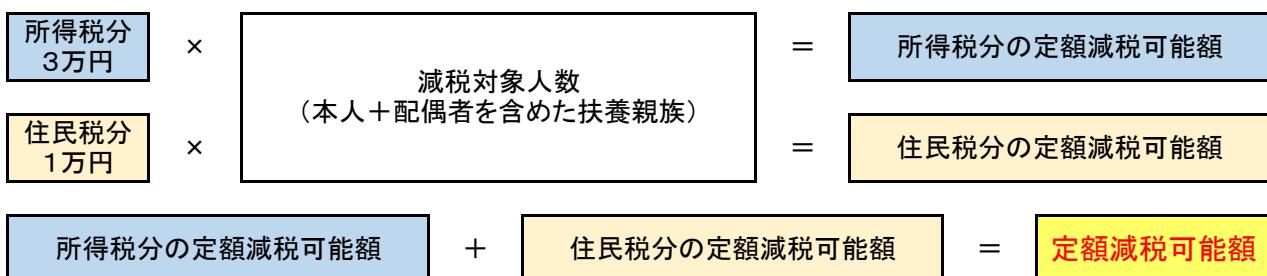
# 女川町定額減税補足給付金(不足額給付)のご案内

物価高騰支援対策として課税者に対し、所得税と住民税の一部を控除する「定額減税」が実施され、令和6年度に支給した調整給付金と本来給付すべき金額の差額に不足が生じた方を対象に、**不足額給付**を実施します。

調整給付金(R6実施)…令和5年所得を基に推計した令和6年分推計所得税額から定額減税可能額を除き生じた差額を**調整給付金**として支給しました。

不足額給付(R7実施)…確定申告等により確定した令和6年分所得税額及び定額減税額から調整給付金を除き生じた差額を**不足額給付**として支給します。

## 定額減税可能額とは



【例】4人家族(本人+扶養親族3人)の場合  
4万円×4人分で合わせて最大16万円の定額減税となります。

## 支給要件

(令和7年1月1日時点に女川町に住民登録がある方で  
次の①、②のいずれかに該当する方)

### 支給要件①

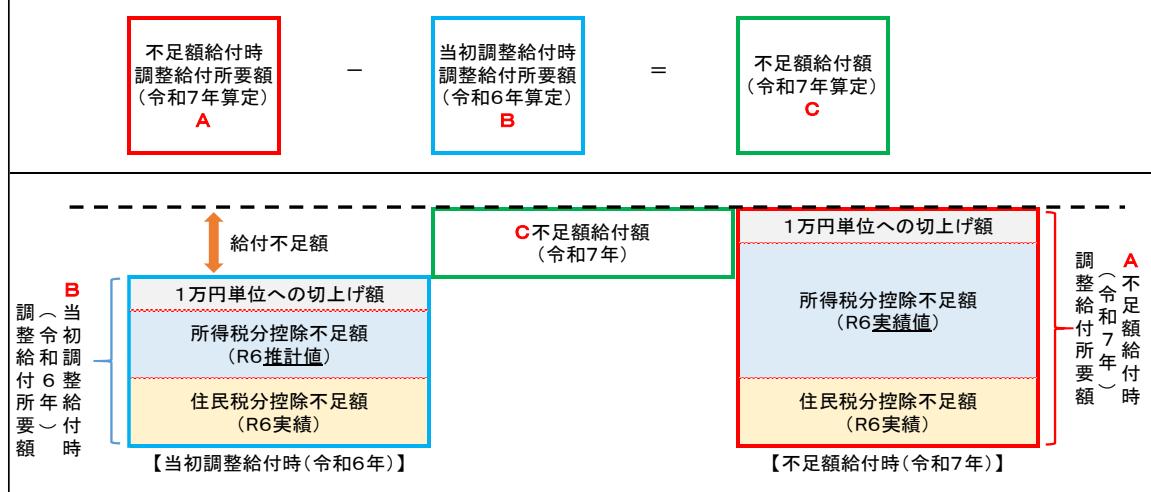
調整給付金の算定において令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)と、確定申告等により確定した令和6年分所得税及び定額減税の実績額等の間で、差額が生じた方

#### ●給付対象となりうる方の例

- ※あくまで一例であり個人の所得により対象とならない場合もあります。
- 令和5年所得よりも令和6年所得が**減少した方**(失業や退職など)
  - 子どもの出生等により**扶養親族等が令和6年中に増加した方**
  - 税の**修正申告等**を行ったことにより令和6年度分個人住民税が**減少した方**

#### ●支給額の考え方

令和7年の「不足額給付」算定時点の調整給付所要額(A)と、  
令和6年に給付した「調整給付」算定時の調整給付所要額(B)を比較して、  
上回る方に上回る額(給付不足額)(C)を「不足額給付」として給付



## 支給要件②

次のア～ウのいずれもの要件を満たす方

ア 所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円。

イ 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう。

ウ 低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない。

※低所得世帯向け給付

→R5住民税均等割非課税世帯への給付(7万円/世帯)、

R5低所得者の子ども子育て世帯への加算(5万円/児童)、

R6新たに住民税均等割非課税化世帯の給付(10万円/世帯)

### ●給付対象となりうる方の例

※あくまで一例であり個人の所得により対象とならない場合もあります。

・青色事業専従者、事業専従者(白色)

・合計所得金額48万円超の方

### ●支給額の考え方

個人の所得に基づくため、詳細はお問合せください。

## 支給手続き

### (令和6年1月1日以前から女川町に住民登録のある方)

- ① 女川町役場から給付内容や確認事項が記載された確認書または申請書がご自宅へ郵送されます。
- ② 内容を確認し、氏名・確認年月日・電話番号等の必要事項を記載した確認書または申請書を同封の返信用封筒で女川町役場町民生活課へ郵送して下さい。

なお、「口座情報の記載がない方」又は「記載されている口座情報が給付を希望する口座と異なる方」は、確認書または申請書の裏面を記載するとともに、添付書類を同封の返信用封筒で女川町役場町民生活課へ郵送して下さい。

### (令和6年1月2日以降に女川町に転入された方)

- ① 女川町役場から関係書類が郵送されませんので、支給要件に該当する方は女川町役場町民生活課にて申請書を受け取って下さい。
- ② 必要事項を記載した申請書と添付書類を女川町役場町民生活課へ提出して下さい。

## 受付期間

- 令和7年8月12日～11月28日

## 給付時期

- 受付した日からおおむね2週間後(申請内容の確認に時間要する場合がございます。)

## その他

- 本給付金は、給付された方が自ら使用できるように、譲り渡し・担保への活用・差し押さえが禁止されており、さらに所得税が課されません。
- 配偶者や親族からの暴力等(DV)を理由に、女川町内に避難している方は、DV加害者の扶養に入っている場合でも独立した世帯として給付金の支給要件に該当する場合があるので、該当すると思われる方は下記問い合わせ先へご相談ください。

## お問い合わせ(土・日・祝日を除く)

女川町役場  
町民生活課 生活支援係

受付時間 平日9:00～17:00

☎54-3131